

## イ. 安心・快適な給水の確保に係る方策

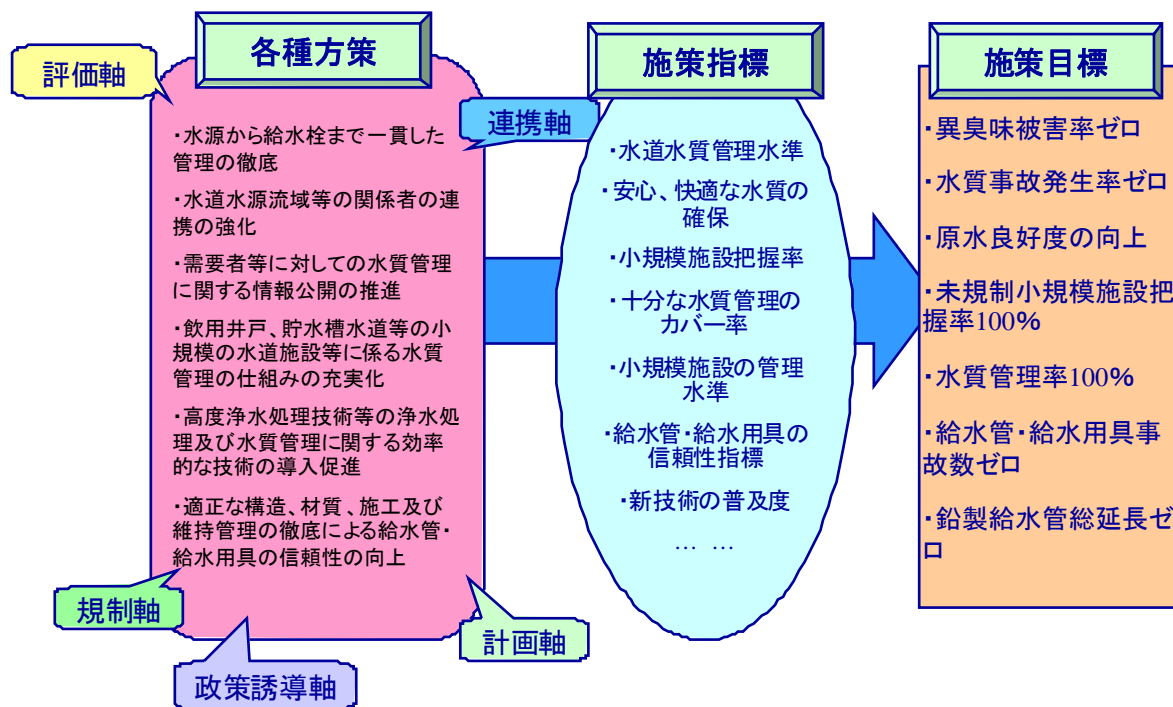


図6-6 安心・快適な給水の確保に係る方策

水道水の安全、安心、さらには快適性を実現するため、水源から給水栓まで一貫した管理が日常から徹底されるよう必要な方策を実施するとともに、水道水源流域等の関係者の連携の強化、需要者等に対する水質管理に関する情報公開の推進に係る方策を実施する。

全ての国民が十分に水質管理がなされた水の供給を受けるようにするため、一定水準の水質管理を維持していく上で技術的、財政的及び制度的に限界のある飲用井戸や貯水槽水道等の小規模な水道を中心に水質管理の仕組みの充実化に係る方策を実施する。

加えて、原水水質の改善が進まない水域への高度浄水処理技術の導入の促進、適正な構造、材質、施工及び維持管理の徹底による給水管・給水用具の信頼性の向上に係る方策、水道水質の向上、水質管理の効率化を図るため、浄水処理及び水質管理に関する効率的な技術の導入促進に係る方策を実施する。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・異臭味被害率をできるだけ早期にゼロにする。
- ・水質事故発生率（給水停止に至るもの）をできるだけ早期にゼロにする。
- ・原水良好度（取水にあたって人為的発生源の影響を極力受けたくないこと）を向上させる。
- ・未規制小規模施設把握率をできるだけ早期に100%とする。
- ・水質管理率（未規制施設等小規模施設においても一定水準の水質管理が確保されていること）をできるだけ早期に100%とする。
- ・給水管・給水用具事故数をできるだけ早期にゼロにする。
- ・鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする。